

65歳以上の方対象 サポカー補助金 終了間近!



補助対象車両	① 対歩行者衝突被害軽減ブレーキ機能 ② ペダル踏み間違い急発進抑制装置機能
補助対象者	令和3年度中に満65歳以上となる高齢運転者※ ※令和3年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者を含む

①と②を搭載する車両
登録車 (新車) **10万円**

①と②を搭載する車両
軽自動車 (新車) **7万円**

マツダの登録乗用車は全車種 / 全グレード対象、軽自動車・商用車も一部対象です。
●詳しくは湘南マツダ営業スタッフまでおたずねください。

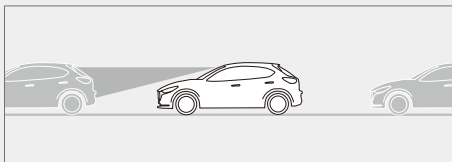
登録車



軽自動車

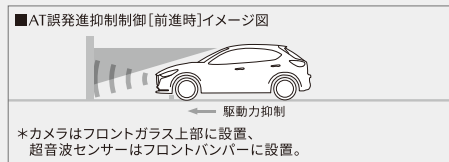


① 対歩行者衝突被害軽減ブレーキ機能 ※軽自動車・商用車は機能が異なります。



アドバンスド・スマート・シティ・ブレーキ・サポート(アドバンスドSCBS)*夜間歩行者検知機能付(標準装備:登録乗用車全車)
先行車や前方の歩行者をカメラで検知し(対車両:約4~80km/h走行時、対歩行者:約10~80km/h走行時)、ブレーキを制御して衝突回避をサポート。また、夜間の歩行者検知精度の向上を図りました。

② ペダル踏み間違い急発進抑制装置機能 ※軽自動車・商用車は機能が異なります。



AT誤発進抑制制御[前進時]
(標準装備:登録乗用車 AT全車)
約10km/h以下の徐行前進や停車時は、カメラやフロントの超音波センサーで前方の障害物を検知し、ペダルの踏み間違いなどによる誤発進・急加速を抑制します。

申請受付終了見込みのお知らせ

サポカー補助金は、交付申請額が予算額に達した前日をもって申請受付を終了します。

【新車・中古車の交付申請】

申請受付終了見込み ※9月22日現在

11月30日(火)必着

※申請受付終了見込みは、今後の申請状況に応じて前後する場合があります。
あくまでも9/22現時点での見込みであり、当該日付の申請に対する補助金の交付を確約するものではありません。

詳しくはスタッフまでおたずねいただくか、
「次世代自動車振興センター」のwebサイトをご確認ください。

次世代自動車振興センター ▶ <http://www.cev-pc.or.jp/support-car/yosan.html>



補助を受けるには条件があります

- (1) 補助金の対象者は、令和3年度中に満65歳以上となる高齢運転者、および令和3年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者が対象です。補助金の対象車は、審査委員会による審査を経て、「対歩行者衝突被害軽減ブレーキ」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載した車です。
- (2) 令和3年4月2日~令和4年4月1日に65歳となる高齢運転者は、令和3年4月1日以降に登録/届出または設置された自動車対象。令和3年3月31日までに登録(届出)または設置された場合は対象になりませんのでご注意ください。
*新たに補助対象に追加される車種については、追加された日から対象となります。*申請総額が予算額を超過次第、募集は終了となります。
- (3) 補助金交付を受けた新車については、登録日/届出日より1年以上の間、原則として同一の者による使用(車検証上の使用者名義を変更しないこと)が必要となります。
*違反すると補助金は返納となります。*事故等により廃車した場合は返納しなくても問題ございませんが、変更手続書類の提出が必要となります。
- (4) 家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
- (5) 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。
- (6) 申請に必要な主な書類は次の通りとなります。
・交付申請書兼実績報告書(申請書) ・運転免許証の写し ・自動車検査証の写し
・補助対象車両を購入した事わかる書類(注文書の写し、領収書の写しなど) ・補助金振込先金融機関の通帳の写し(※申請者名義のもの)
・[リース契約の場合]リース契約書(覚書)の写し ・その他センターが定めるもの